

公益社団法人三重県獣医師会

臨時職員賃金規程

平成 23 年 5 月 19 日制定

(目 的)

第 1 条 この賃金規程は、公益社団法人三重県獣医師会（以下「会」という）の臨時職員の賃金に関することを定めるものである。

(賃金決定の原則)

第 2 条 賃金は日給又は時間給とし、その額は仕事の種類並びに、経験、技能、能力等を勘案して、各人毎に決定する。

(賃金の構成)

第 3 条 賃金は、基本給、通勤手当、超過勤務手当とする。

(賃金の計算)

第 4 条 賃金の計算期間は、前月の 16 日より当月の 15 日までとし、当月 21 日に支給する。ただし、休日の場合はその前日とする。

(賃金減額)

第 5 条 欠勤、遅刻、早退、私用外出などで所定就業時間勤務しなかったときは、勤務しなかった時間に相当する賃金を日給の場合は時間給に換算し、時間給の場合は時間給分を減額する。

なお、計算の都合上、控除額に円未満の端数が生じた時は、その部分を切り捨てて減額する。

(超過勤務手当)

第 6 条 上司が命ずる所定就業時間外の労働に対しては、次の算式による時間外勤務手当を支給する。

(1) 時間外労働の場合

所定時間外の労働 1 時間につき、基本給の 1 時間相当額

1 日の労働時間 8 時間を超えるとき

実労働 1 時間につき、基本給の 1 時間相当額の $125/100$ の額

(2) 休日労働の場合

臨時職員就業規則第 21 条に定める休日に労働した場合は、実労働の 1 時間につき、基本給の 1 時間相当額の $135/100$ の額

(通勤手当)

第 7 条 別に定める臨時職員就業規則第 7 条により提出された通勤経路届により、その通勤に要する実費を所得税法による非課税限度額内で支給する。

(昇 給)

第 8 条 勤続 1 年以上の出勤状況、勤務成績良好な者に対し、昇給を行うことができる。

(賞 与)

第 9 条 引き続き 1 年以上勤務している者に対しては、6 月及び 12 月に賞与を支給することができる。

(退職手当)

第 10 条 臨時職員には、原則として退職手当は支給しない。

(家族手当)

第 11 条 臨時職員には、扶養手当は支給しない。

付 則

この規則は、平成 23 年 5 月 19 日から施行する。